

大町市工場等誘致振興条例

○大町市工場等誘致振興条例

平成14年9月27日

条例第31号

改正 平成18年3月24日条例第12号

平成20年9月24日条例第22号

平成27年3月20日条例第7号

平成28年12月28日条例第27号

平成30年3月19日条例第4号

令和3年3月17日条例第4号

大町市工場等誘致振興条例（平成8年条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に工場等を新設、移設又は増設する者（共同事業者を含む。）に対して必要な助成及び優遇措置を講じ、市外からの企業誘致及び市内既存企業の育成を図り、もって市の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）工場等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、物品賃貸業、学術・開発研究機関その他規則で定める情報サービス関連産業において、専ら事業の用に供する施設をいう。

（2）用地 前号に規定する工場等を設置するために必要な用地をいう。

（3）新設 市内に工場等を有しない者が新たに工場等を市内に設置すること又は市内に工場等を有する者が新たに既設工場等と異なる業種の工場等を市内に設置することをいう。

（4）移設 市内に工場等を有する者が当該工場等の全部を市内へ移転することをいう。

（5）増設 市内に工場等を有する者が同一業種の工場等を市内へ設置すること又は当該工場等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の工場等を拡充することをいう。ただし、土地の増加のみの場合を除く。

（6）対象地域 次に掲げる地域等をいう。

ア都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域

イ農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区

ウ工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

エ地方公共団体又は土地開発公社が取得し、又は造成した工場等の用地

オアからエまでに掲げるもののほか、市長が特に認める地域

（7）投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋（住家部分を除く。）及び償却資産の取得価格の合計額をいう。

（8）常用雇用者 当該工場において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）

大町市工場等誘致振興条例

第4条第1項に定める被保険者として雇用されている者をいう。

(9) 正規社員 雇用期間の定めのない常用雇用者をいう。

(10) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(11) 小規模企業者 中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(12) 共同事業者 共同で市内に同一の工場等の新設、移設又は増設を行う2以上の企業者をいう。

(13) リースによる償却資産 リース契約により導入された償却資産で、法定耐用年数が5年以上のものをいう。

(優遇措置)

第3条 市長は、第1条の目的達成のため、次に掲げる事業（以下「助成事業」という。）について予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(1) 工場等設置事業

(2) 公害防止施設設置事業

2 前項に掲げる事業の内容に重複するものがあるときは、そのいずれかを選択しなければならない。

3 助成事業の助成対象の基準、対象経費、助成率等は、別表のとおりとする。ただし、工場等設置事業の助成において、同一の者（共同事業者及び当該事業を承継した者を含む。）に対する助成金（固定資産税相当額の助成金を除く。）の交付は、4億円を限度とする。

(便宜供与)

第4条 市長は、第1条の目的達成のため、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

(1) 公共的施設その他立地条件の改善に関する事項

(2) 資金の融資あっせんに関する事項

(3) 用地のあっせんに関する事項

(4) 労働力確保に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(審議会)

第5条 この条例の円滑な運用を図るため、市長の諮問機関として大町市工場等誘致振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 助成事業の指定に関する事項

(2) 第3条第1項に定める助成金の額の確定（固定資産税相当額に対する助成金の額の確定を除く。）の審査に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会の委員は、8人以内とし、商工関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

大町市工場等誘致振興条例

- 5 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 審議会は、会長の招集により委員の過半数の出席で開会し、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大町市工場等誘致振興条例の規定に基づいて指定を受けている事業に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月24日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大町市工場等誘致振興条例の規定に基づいて指定を受けている事業に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大町市工場等誘致振興条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月28日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大町市工場等誘致振興条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月19日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大町市工場等誘致振興条例第3条の規定によ

大町市工場等誘致振興条例

る助成金の交付を受けている者は、改正後の大町市工場等誘致振興条例第3条第3項ただし書に規定する交付限度額の適用を受けるものとする。

別表（第3条関係）

区分	助成対象の基準	対象経費、助成率等												
工場等設置事業	<p>市内へ工場等を設置するための事業で次に該当するもの</p> <p>(1) 当該工場等の設置に係る用地取得価格（新設又は移設の場合は用地取得後3年以内、増設の場合は用地取得後2年以内に操業開始した場合に限る。）及び投下固定資産総額並びにリースによる償却資産のリース会社における取得価額の合計額</p> <p>ア 新設又は移設の場合 2,400万円以上</p> <p>イ 増設の場合 1,000万円以上</p> <p>(2) 当該工場等の操業開始時における新規常用雇用者数</p> <p>ア 新設の場合 10人以上（小規模企業者3人以上、中小企業者5人以上）</p> <p>イ 移設又は増設の場合 5人以上増加（小規模企業者1人以上、中小企業者3人以上増加）</p>	<p>対象地域内における新設、移設又は増設</p> <p>(1) 左欄第1号に掲げる用地の取得価格及び工場等の設置に係る投下固定資産総額の合計額に、次の表の操業開始時における新規常用雇用者数（移設又は増設の場合は、増加数）が該当する助成率を乗じて得た額以内。ただし、新設又は移設の場合は、3億円を限度とし、増設の場合は、5,000万円を限度とする。交付は、新設又は移設の場合は3年間、増設の場合は2年間に分割できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1107 1509 1445 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="1107 1509 1259 1648">新規常用雇用者数 (人)</th> <th data-bbox="1264 1509 1445 1648">助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1107 1655 1259 1738">3 (1) ~ 19</td> <td data-bbox="1264 1655 1445 1738">8 / 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1107 1744 1259 1827">20 ~ 39</td> <td data-bbox="1264 1744 1445 1827">10 / 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1107 1834 1259 1917">40 ~ 59</td> <td data-bbox="1264 1834 1445 1917">12 / 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1107 1924 1259 2007">60 ~ 79</td> <td data-bbox="1264 1924 1445 2007">14 / 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1107 2013 1259 2056">80 ~ 9</td> <td data-bbox="1264 2013 1445 2056">16 / 100</td> </tr> </tbody> </table>	新規常用雇用者数 (人)	助成率	3 (1) ~ 19	8 / 100	20 ~ 39	10 / 100	40 ~ 59	12 / 100	60 ~ 79	14 / 100	80 ~ 9	16 / 100
新規常用雇用者数 (人)	助成率													
3 (1) ~ 19	8 / 100													
20 ~ 39	10 / 100													
40 ~ 59	12 / 100													
60 ~ 79	14 / 100													
80 ~ 9	16 / 100													

	9	0
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 100人以上は、100人ごとに100分の1を加算する。助成率は、100分の30を限度とする。 ・ 新規常用雇用者のうち、市内に住所を有する正規社員が半数以上含まれる場合には、100分の2を加算する。 <p>(2) 新設、移設又は増設に伴う土地、建物及び償却資産（リースによる償却資産を含む。）に係る固定資産税相当額に次の助成率を乗じて得た額以内</p> <p>ア 新設又は移設の場合</p> <p>① 第1年度 100/100</p> <p>② 第2年度 100/100</p> <p>③ 第3年度 50/100</p> <p>ただし、産業導入地区への立地の場合の助成率は、100分の100とし、3年間交付する。</p> <p>イ 増設の場合</p> <p>① 第1年度 100/100</p>

大町市工場等誘致振興条例

		② 第2年度 100/100
公害防止施設設置事業	大町市環境保全に関する条例（昭和46年条例第5号）第21条に規定する施設で当該施設費300万円以上のもの	当該公害防止施設費に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、1,000万円を限度額として交付する。

（注）大町市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年条例第21号）の適用を受ける固定資産税相当額は、除くものとする。